[毒物及び劇物に関する法規]

(問1)から(問15)までの各問について、最も適切なものを選択肢1~5の中から1つ選べ。

この問題において、「法」とは毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)を、「政令」とは毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)を、「省令」とは毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)をいうものとする。

また、毒物劇物営業者とは、毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者をいう。

- (問1) 法第1条及び第2条の規定に関する次のア〜ウの記述について、正誤の組合せとして正しいものはどれか。
 - ア この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行う ことを目的とする。
 - イ この法律で「劇物」とは、別表第2に掲げる物であつて、医薬品及び危険物以 外のものをいう。
 - ウ この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第3に掲げるものをいう。

	ア	1	ウ
1	正	正	誤
2	誤	誤	正
3	正	誤	正
4	誤	誤	誤
5	正	正	正

- (問2) 毒物劇物製造業者に関する次のア〜エの記述について、正誤の組合せとして正しい ものはどれか。
 - ア製造業者は、授与の目的であれば劇物を輸入することができる。
 - イ 製造業者でなければ、毒物又は劇物を販売の目的で製造してはならない。
 - ウ 製造業者は、自ら製造した毒物を毒物劇物営業者に販売するときは、毒物劇物 販売業の登録を受ける必要がある。
 - エ 製造業者は、自ら製造した毒物を毒物劇物営業者以外の者に販売するときは、 毒物劇物販売業の登録を受ける必要がある。

	ア	1	ウ	エ
1	正	正	正	正
2	正	誤	誤	正
3	誤	正	誤	誤
4	誤	正	誤	正
5	誤	誤	正	誤

- (問3) 毒物劇物営業者の登録に関する次のア〜エの記述について、正しいものの組合せは どれか。
 - ア 輸入業の登録は、営業所ごとにその営業所の所在地の都道府県知事が行う。
 - イ 販売業の登録は、6年ごとに更新を受けなければ、その効力を失う。
 - ウ 販売業者は、登録票の記載事項に変更を生じたときは、登録票の書換え交付を 申請しなければならない。
 - エ 輸入業者は、登録を受けた毒物以外の毒物を輸入するときは、輸入後30日以 内に登録の変更を受けなければならない。

1 (P, I) 2 (P, D) 3 (P, I) 4 (I, I) 5 (D, I)

(問4) 法第3条の3において、「興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物(これらを含有する物を含む。)であつて政令で定めるものは、みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持してはならない。」と定められている。

この「政令で定めるもの」として次のア~エのうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 酢酸エチルを含有するシンナー
- イ クロロホルムを含有する塗料
- ウ ホルムアルデヒドを含有するシーリング用の充てん料
- エ メタノールを含有する接着剤

1 (P, I) 2 (P, D) 3 (P, I) 4 (I, I) 5 (D, I)

(問5) 次の記述は、法第8条の条文の一部である。 (P) ~ (D) にあてはまる語句 の組合せとして正しいものはどれか。

次に掲げる者は、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。

- 一 (ア)歳未満の者
- 二 (イ)の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 麻薬、(ウ)、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 四 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、そ の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者

	ア	1	ウ
1	18	身体	シンナー
2	2 0	心身	シンナー
3	2 0	身体	大麻
4	1 8	心身	シンナー
5	18	心身	大麻

- (問6) 毒物劇物取扱責任者に関する次のア〜エの記述のうち、正しいものはいくつあるか。
 - ア 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を変更したときは、50日以内に、その毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出なければならない。
 - イ 一般毒物劇物取扱者試験の合格者は、特定品目販売業の店舗において毒物劇物取扱 責任者になることはできない。
 - ウ 薬剤師は、毒物劇物取扱責任者となることができる。
 - エ 毒物劇物営業者が、毒物劇物輸入業と毒物劇物販売業を併せ営む場合において、そ の営業所と店舗が互いに隣接している場合でも、必ずそれぞれに専任の毒物劇物取扱 責任者を置かなければならない。
 - 1 なし 2 1つ 3 2つ 4 3つ 5 4つ

- (問7) 毒物劇物営業者が届け出なければならない事項に関する次のア〜エの記述について、 正誤の組合せとして正しいものはどれか。
 - ア 法人である毒物劇物営業者が法人の代表者を変更したとき
 - イ 製造所、営業所又は店舗における営業を廃止したとき
 - ウ 製造所、営業所又は店舗における営業時間を変更したとき
 - エ 毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更したとき

	ア	1	ウ	エ
1	誤	正	誤	正
2	正	誤	正	正
3	正	正	正	誤
4	誤	誤	誤	誤
5	正	正	誤	正

- (問8) 毒物劇物営業者における毒物又は劇物の取扱いに関する次のア〜エの記述について、 正しいものの組合せはどれか。
 - ア 毒物又は劇物の貯蔵は、かぎのかかる設備であれば、毒物又は劇物とその他の物と を区分しなくてもよい。
 - イ 毒物又は劇物の製造作業を行う場所は、毒物又は劇物を含有する粉じん、蒸気又は 廃水の処理に要する設備又は器具を備えていなければならない。
 - ウ 劇物の容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。 ただし、相手の求めに応じて劇物を開封し、小分けして販売する場合はこの限りでは ない。
 - エ 毒物を貯蔵する場所が、性質上かぎをかけることができないものであるときは、そ の周囲に、堅固なさくを設ければよい。
 - 1 (P, I) 2 (P, I) 3 (I, D) 4 (I, I) 5 (D, I)

- (問9) 法第12条第3項の規定により、毒物劇物営業者が、劇物を貯蔵し又は陳列する場所に表示しなければならない事項として、正しいものはどれか。
 - 1 「医薬用」及び「劇物」の文字 2 「医薬用外」及び「劇物」の文字
 - 3 「医薬部外」及び「劇」の文字 4 「医薬用外」及び「劇」の文字
 - 5 「医薬部外」及び「劇物」の文字
- (問 1 O) 農業用劇物の着色に関する次の記述について、()にあてはまる語句として 正しいものはどれか。

毒物劇物営業者は、法第13条の規定により、燐化亜鉛を含有する製剤たる劇物をあせにくい()色で着色したものでなければ、農業用として販売してはならない。

- 1 緑 2 青 3 赤 4 茶 5 黒
- (問 1 1) 次の記述は、法第 1 4条の条文の一部である。 (ア)~(ウ)にあてはまる 語句の組合せとして正しいものはどれか。

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、又は授与したときは、その都度、次に掲げる事項を書面に記載しておかなければならない。

- ー 毒物又は劇物の名称及び(ア)
- 二 販売又は授与の(イ)
- 三 譲受人の氏名、(ウ)及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる 事務所の所在地)

	ア	イ	ウ
1	数量	年月日	年齢
2	保管場所	目的	職業
3	数量	年月日	職業
4	保管場所	目的	年齢
5	数量	目的	職業

(問12) 次の記述は、政令第40条の条文の一部である。 (ア)~(エ)にあてはまる語句の組合せとして正しいものはどれか。

法第15条の2の規定により、毒物若しくは劇物又は法第11条第2項に規定 する政令で定める物の廃棄の方法に関する技術上の基準を次のように定める。

- 一 (略)
- 二 ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ (ア)し、又は (イ)させること。
- 三 (ウ)性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ(エ)させること。

四 (略)

	ア	1	ウ	エ
1	放出	燃焼	引火	揮発
2	中和	揮発	可燃	燃焼
3	中和	燃焼	引火	揮発
4	放出	揮発	可燃	燃焼
5	放出	揮発	引火	燃焼

- (問13) 劇物である塩素を、車両を使用して1回につき5,000キログラム以上運搬する場合の運搬方法に関する次のア〜エの記述について、正誤の組合せとして正しいものはどれか。
 - ア 車両には、保護具として、防毒マスク、ゴム手袋等を1人分以上備える。
 - イ 0.3メートル平方の板に地を白色、文字を黒色として「毒」と表示し、車両の 前後の見やすい筒所に掲げる。
 - ウ 車両には、運搬する劇物の名称、成分及びその含量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を備える。
 - エ 1人の運転者による運転時間が、1日あたり8時間を超える場合には、交替して運転する者を同乗させなければならない。

	ア	1	ウ	エ
1	誤	誤	正	正
2	誤	正	誤	正
3	正	正	正	誤
4	正	誤	誤	正
5	誤	誤	正	誤

(問 1 4) 次の記述は、法第 1 7条の条文の一部である。 (ア) ~ (ウ) にあてはまる 語句の組合せとして正しいものはどれか。

毒物劇物営業者及び(ア)は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第11条第2項の政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を(イ)、(ウ)又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

	ア	イ	ウ
1	特定毒物研究者	保健所	警察署
2	特定毒物研究者	厚生労働省	警察署
3	特定毒物研究者	保健所	都道府県
4	毒物劇物取扱責任者	保健所	警察署
5	毒物劇物取扱責任者	厚生労働省	都道府県

- (問15) 次のア〜エのうち、法第22条第1項の規定により、業務上取扱者の届出を必要とする事業として、正しいものの組合せはどれか。
 - ア 砒素化合物たる毒物を用いてしろありの防除を行う事業
 - イ 黄燐を含む廃液の処理を行う事業
 - ウ シアン化ナトリウムを用いて電気めっきを行う事業
 - エ 最大積載量が1,000キログラムの自動車に固定された容器を用いて硫酸98%を含有する製剤で液体状のものの運搬を行う事業
 - 1 (P, A) 2 (P, b) 3 (A, b) 4 (A, E) 5 (b, E)